

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第97号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年12月19日 06時45分ごろ	
発生場所	山口県萩市見島北西沖 見島北灯台から真方位329° 20.0海里付近 (概位 北緯35°05′ 東経130°55′)	
事故等調査の経過	平成20年12月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五海 ^{かいこう} 幸丸、75トン 130451、有限会社福宝水産 B 漁船 まさ丸、3.21トン YG3-37241（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷（船長：頭部、頸部及び左肘打撲傷）	
損傷	A 球状船首擦過傷 B 左舷船首部破口及びき裂	
事故等の経過	A船は、船長Aほか8人が乗り組み、約8ノットの速力で自動操舵により南東進中、B船は、船長B1人が乗り組み、船首を北北西に向けて漂泊中、平成20年12月19日06時45分ごろ、見島北西沖で、A船の船首部とB船の左舷船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m、潮流 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、書類の整理をしていて、前方の適切な見張りを行わなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、灯火を点灯しているので、他船は避けてくれると思い込み、周囲の適切な見張りを行わなかったことから、接近するA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、見島北西沖において、A船が南東進中、B船が漂泊中、A船がB船に気付かなかったため、また、B船がA船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	